

第三者保証報告書



独立した第三者保証報告書

2023年9月12日

住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 野崎 明 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町一丁目9番7号

代表取締役

斎藤 和彦

当社は、住友金属鉱山株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティレポート2023(以下、「サステナビリティレポート」という。)に記載されている2022年4月1日から2023年3月31日までを対象とした☑マークの付されている環境・社会・経済パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)、International Council on Mining & Metals(以下、「ICMM」という。)の基本原則、関連する Corporate-level Performance Expectations(CPEs)及び適用されるポジションステートメントに定められている必須要件と会社の方針との整合性、会社のICMMのAsset-level Performance Expectations(APEs)の妥当性確認のための資産の選択に関する優先順位付け、会社の重要課題の特定及び優先順位付け並びに会社の重要課題に対するアプローチ及びマネジメントに対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準(以下、「会社の定める規準」という。サステナビリティレポートに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任、ICMMの基本原則、関連するCPEs及び適用されるポジションステートメントに定められている必須要件と会社の方針との整合性について報告を行う責任、会社のAPEsの妥当性確認のための資産の選択に関する優先順位付けについて報告を行う責任、会社の重要課題の特定及び優先順位付けについて報告を行う責任並びに重要課題に対するアプローチ及びマネジメントについて報告を行う責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した菱刈鉱山における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討
- 会社の方針に関する文書の閲覧及び質問を通じたICMM基本原則、関連するCPEs及び適用されるポジションステートメントの必須要件と会社の方針との整合性の検討
- 会社のAPEsの妥当性確認のための資産の選択に関する優先順位付けについての質問及び関連文書の閲覧
- 重要課題の特定及び優先順位付けのプロセスについての質問及び関連文書の閲覧
- 重要課題に対するアプローチ及びマネジメントについての質問及び関連文書の閲覧



結論

上述の保証手続の結果、すべての重要な点において、以下のように認められる事項は発見されなかった。

- サステナビリティレポートに記載されている指標が、会社の定める規準に従って算定され、表示されていない
- 会社の方針が、サステナビリティレポート130頁に記載されているようにICMMの基本原則及び適用されるポジションステートメントの必須要件と整合していない
- 関連するCPEsについてのセルフアセスメントの結果がサステナビリティレポート131頁に示されているとおりでない
- 会社のAPEsの妥当性確認のための資産の選択に関する優先順位付けがサステナビリティレポート131頁に記載されているとおりに行われていない
- 会社の重要課題の特定及び優先順位付けがサステナビリティレポート26頁及び27頁に記載されているとおりに行われていない
- 会社がサステナビリティレポート28頁、29頁、33頁から36頁、43頁、52頁、53頁、82頁、83頁、88頁から90頁、111頁から113頁、117頁、121頁、125頁及び126頁に記載されているように重要課題に対するアプローチ及びマネジメントを行っていない

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性並びにその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用している。

以上